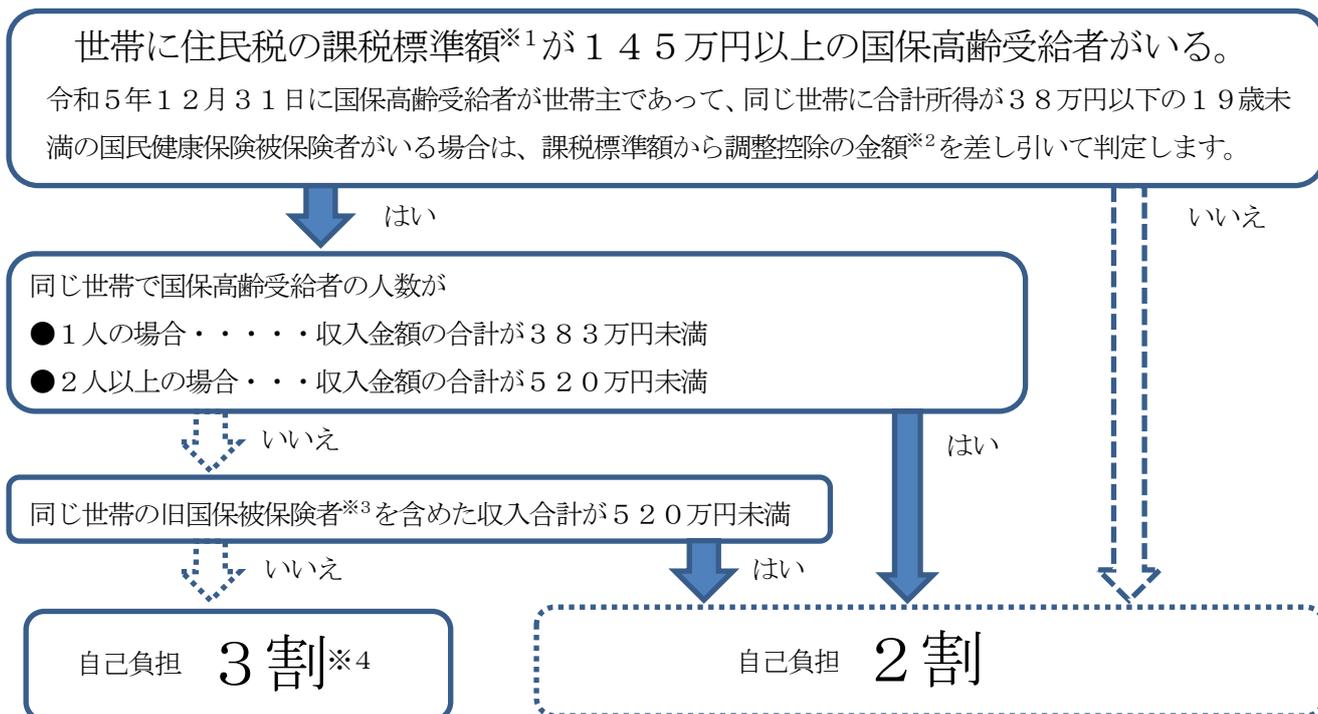


自己負担割合の判定について

医療機関等を受診するときの自己負担割合は、前年の所得状況などに応じて判定します。

また、毎年8月1日で自己負担割合の判定対象となる年度が切り替わります。

例) 令和6年8月1日～令和7年7月31日の判定は、令和5年の所得状況をもとに判定します。



※1 住民税の課税標準額とは、総所得金額から地方税法上の各種控除を差し引いた後の金額のことです。所得金額とは、収入金額から必要経費を差し引いた額のことです。

※2 調整控除の金額（合計所得が38万円以下の19歳未満の国保加入者）
16歳未満の国保加入者数×33万円、16歳以上19歳未満の国保加入者数×12万円

※3 旧国保被保険者とは、75歳になったことなどにより国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人で、後期高齢者医療制度移行後も世帯状況に変更がない人です。

※4 ただし、70歳から74歳までの国保高齢受給者がいる世帯のうち、「基礎控除後の総所得金額」の合計が210万円以下の場合、自己負担割合は2割となります。